

構造NEWS



法改正情報 . . .

- ・静岡県の条例改正等の一部改正Q&Aが公開されました
<http://goo.gl/7qJEqV>

防災関連情報 . . .

- ・既存木造住宅の耐震性能検証法が公表されました
<http://goo.gl/6TajLN>
- ・名古屋市建築物耐震改修促進計画の策定について
<http://goo.gl/WR6vdC>

ERI情報 . . .

- ・ERI学生デザインコンペ2017のお知らせ！
<http://www.a-eri.co.jp/compe2017.html>

ERIの構造Q&A

「四号建築物」の確認申請って、
 構造図も構造計算書も、
 添付不要と思っても良いですか？



「法20条1項四号イ」の仕様規定を適用
 する場合でしたら、令10条三号・四号
 の規定の範囲で、四号特例が使えます。
 ただ建築基準法が適用されない訳ではな
 いので、添付が不要になる代わりに、
 設計者さんが設計内容を確認しなければ
 ならないことになりますね！



ERI - 1 グランプリ

～基礎底面から下方5m以内の自沈層～

スウェーデン式サウンディングによる地耐力検討書で「**基礎底部から下方5m以内の自沈層有無**」を確認してあるかと質疑されたけど、今まで言われたことないぞ!!



「H13国交告1113号第2」により $q_a=30+0.6N_{sw}$ を採用する場合に自沈層が有る場合は、有害な沈下等が生じないことを確認しないとダメなのは知ってる？

「仕様規定(法20条1項四号)外し」の抜粋基礎検討時には言われなかったぞ!



それは法20条1項四号は「**令36条3項**」により「**この節から第7節の2**」までの規定...とあり「**令第3章第8節**」は適用外だからだよ



告1113号冒頭に「**令93条(地盤及び基礎くい)**」の規定に基づきとあり、令93条は「**令第3章第8節**」内の規定だから質疑がなかったのか!



逆に法20条1項三号等の構造計算が要る場合は「**令第3章第8節**」の適用がある為、「**基礎底部から下方5m以内の自沈層の有無**」を確認する必要があるんだ!



尚、「**仕様規定(法20条1項四号)外し**」の場合は、「**令38条4項及びH12建告1347号第2**」に適合させればよくて...

そこには「**基礎底部から下方5m以内の自沈層の有無**」を確認することは明記されていないから質疑が出なかったという訳だよ～



画像は株式会社ワナベエインターテイナーズ内のR&Eスタジオを引用。

編集後記



初夏ですね。急に気温が高くなったり、涼しくなったり、また、室内の冷房が効きすぎていたりなど、気温の変化が大きく、体への負担が大変そうです。体調管理にお気を付け下さい。



5/21モリコロパークのサイクリングコース